

2025年8月8日



お客さま各位

投信インターネットサービスの「ログイン ID 変更機能追加」および 「投信インターネットサービス取引規定集」改定のお知らせ

記

平素より、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、投信インターネットサービスのログイン ID を変更いただける機能を追加いたします。また、機能追加と法令対応に合わせて「投信インターネットサービス取引規定集」を以下のとおり改定いたします。改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記の連絡先までお問合せ下さい。

1. 投信インターネットサービスのログイン ID 変更機能の追加について

＜追加日＞ 2025年8月25日（月）

＜内容＞ ログイン ID を任意の英数字に変更できるようになります。

◇設定可能桁数…6桁以上 50桁以下

◇使用可能文字…半角数字および半角英字（大文字、小文字）

操作マニュアルは8月25日（月）に当金庫ホームページに掲載する「浜松磐田信用金庫
投信インターネットサービス」→「操作マニュアル」をご確認ください。

<https://hamamatsu-iwata.jp/toushin/>

2. 浜松いわた信用金庫 投信インターネットサービス取引規定集の改定について

＜改定日＞ 2025年8月25日（月）

＜改定内容＞ ログイン ID 変更機能の追加および、犯罪による収益の移転防止に関する法律第5条対応による記載変更

改定後	改定前
<p>8. (ログイン ID)</p> <p>当金庫は、お客さまが本サービスの申込の際に、お客さまご本人を確認するための「ログイン ID（仮ID）」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「ログイン ID」を<u>端末からお客さま自ら設定していただくものとします。</u></p>	<p>8. (ログイン ID)</p> <p>当金庫は、お客さまが本サービスの申込の際に、お客さまご本人を確認するための「ログイン ID（仮ID）」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客さまご本人であることを確認するための「ログイン ID」を<u>端末から発行します。</u></p>

改定後	改定前
<p>9 . (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード（仮IDパスワード）」を当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を<u>端末からお客様自ら設定していただくものとします。</u></p>	<p>9 . (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード（仮IDパスワード）」を当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を<u>端末から発行します。</u>なお、お客様は、本サービスのご利用開始前に、<u>端末からログインパスワードを変更するものとします。</u></p>
<p>3 7 . (当金庫からの解約等)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p>	<p>3 7 . (当金庫からの解約等)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p>
<p>3 9 . (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p><u>また、この届出を完了した後でなければ、本サービスの利用はできません。当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が住所変更等の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、延着もしくは不着となった場合、届出が完了するまでの間、当金庫はお客様に通知することなく取引を制限できるものとします。</u></p>	<p>3 9 . (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>(追加)</p>

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

営業店窓口 もしくは

営業統括部 お客様サービス課

TEL : 0120-307-804 (平日 9:00~17:00)



浜松いわた信用金庫